資料１－３

第３期北海道スポーツ推進計画

～北海道スポーツのみらいをひらく～

令和５年（２０２３年）３月

北　　海　　道

目　　次

第１章　第３期北海道スポーツ推進計画の策定に当たって

1　計画の趣旨・・・

第１章　第３期北海道スポーツ推進計画の策定に当たって

１　計画の趣旨

○　道では、平成２５年度（２０１３年度）から５年間を計画期間とした「北海道スポーツ推進計画」、引き続き平成３０年度（２０１８年度）から５年間を計画期間とした「第２期北海道スポーツ推進計画」を策定し、本道スポーツの振興に取り組んできました。

○　これまで、道民の生活や社会経済活動へ打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の発生や、東京・北京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催という大きな出来事を通じて、改めてスポーツの重要性やスポーツの持つ力を認識したところです。

○　本道は、豊かな自然環境を背景に、これまで国際舞台で活躍する選手を数多く輩出し、特にウィンタースポーツに強い北海道として、道内外に広く浸透しています。

○　しかし、現在、人口の減少、少子高齢化の進展等に伴い、将来、スポーツ参画人口の減少や、本道のスポーツ競技水準の低下などが懸念されています。

○　令和４年（２０２２年）３月、国において、スポーツ立国を目指す重要な指針となる計画として、「第３期スポーツ基本計画」が策定されるとともに、道では、本道の特性を生かし、スポーツを通じて健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、「北海道スポーツ推進条例」が新たに公布・施行されました。

○　スポーツを取り巻く環境や社会状況が大きく変動していく中にあって、「スポーツの持つ力」を最大限活用し、「北海道の潜在力」を発揮しながら、本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和５年度（２０２３年度）から５年間を計画期間とする「第３期北海道スポーツ推進計画」を策定することとしました。

2　計画の位置づけ

○　この計画は、スポーツ基本法第１０条及び北海道スポーツ推進条例第６条に基づき、北海道スポーツ推進審議会や地域スポーツ関係者からの意見聴取とともに、道内の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、本道のスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

～スポーツ基本法第１０条～

都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条例に定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

～北海道スポーツ推進条例第６条～

知事は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第１項の規定に基づき、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

２　知事は、スポーツ推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、北海道スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

○　また、「北海道総合計画」が示す政策の方向性に沿って策定、推進する特定分野別計画です。

○　加えて、道では、平成３０年（２０１８年）１２月、ＳＤＧｓのゴール等に照らした本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた目指す姿などを示した「北海道ＳＤＧｓビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協力しながら、北海道全体でＳＤＧｓの推進を図ることとしており、「持続可能な開発目標（ＳＤＧs）」の全てのゴールの達成に資する計画です。

～持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）～

平成27年（2015年）９月に国連で採択された、先進国を含む令和12年（2030年）までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である１６９のターゲットから構成。

3　計画の期間

○　この計画は、令和５年度（２０２３年度）から令和９年度（２０２７年度）までの５年間を計画期間とします。

4　推進体制

○　令和４年（２０２２年）７月に発足した「北海道スポーツみらい会議」と連携し、道民及びスポーツ団体その他の関係者と相互に協力しながら、オール北海道で推進することとします。

～北海道スポーツみらい会議～

北海道スポーツ推進条例がめざす、全ての道民が、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と、魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現に向け、行政や教育機関、スポーツ団体、プロスポーツチーム、経済界その他関係者による協働の取組を推進するとともに、国際的、全国的な規模のスポーツの競技会及び合宿等の誘致と成功支援、レガシーの継承・発展にオール北海道で連携することを目的に、令和4年（2022年）７月に設立された。

また、同会議で、「北海道スポーツみらい憲章」が採択された。

5　進捗管理

○　進捗状況については、毎年度、北海道スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

○　また、本計画については、経済、社会情勢の変化や国のスポーツ基本計画、北海道総合計画、北海道総合教育大綱をはじめとする関連計画を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第２章　めざす姿と基本方針

１　スポーツを取り巻く環境

○　令和２年（２０２０年）に入り、世界的な規模で、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、本道においても、いち早く道独自の緊急事態宣言を発するなど、日常の生活や社会経済活動は、大きな影響を受けました。

○　こうした状況により、様々なスポーツ活動は中止・延期を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われました。

○　しかし、本道のスポーツ関係者は、こうした状況を打開すべく、感染症対策を徹底しながら、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組を続けてきました。

○　このような中、１年延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客の中開催され、道内においてもマラソン・競歩・サッカー競技が実施されました。

○　東京オリパラ大会や、翌年に開催された北京冬季オリパラ大会では、世界中から集まったトップアスリートによる熱戦と、本道ゆかりの選手が活躍する様子が報じられました。

○　本道で生まれ育った選手が国際的または全国的な規模のスポーツ競技会で活躍する姿は、道民に夢と感動、そして未来への希望を与えるとともに、スポーツへの関心を高めました。

○　北海道は、夏は冷涼な気候、冬は良質な雪などに恵まれ、スポーツをする者にとって好条件がそろっており、こうした豊かな自然環境を生かし、これまで国際舞台等で活躍する選手を数多く輩出してきました。

○　また、北海道を本拠地として誕生したプロスポーツチームは地域に根ざし、地域とともに歩み、子どもから高齢者まで幅広い世代が試合を観戦し、ボランティアとしてチームを支えるなど、応援の輪が広がっています。

○　一方で、北海道の総人口は、平成９年（１９９７年）をピークとして減少に転じ、現在も全国を上回るスピードで減少が続くとともに、少子・高齢化が進展しており、これに伴い、スポーツ関係者も減少し、将来的に、本道のスポーツ参画人口の減少や競技水準の低下などが懸念されます。

○　加えて、国では、学校の働き方改革として、公立中学校等の運動部活動から地域スポーツ活動への移行に関する検討が進められており、令和４年（２０２２年）６月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議において提言が取りまとめられるなど、今後、本道の未来を担う子ども達が、スポーツに継続して親しむことができる機会・環境の維持・確保が大きな課題となっています。

２　基本方針

【スポーツの意義と役割】

○　スポーツ基本法前文において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定義されており、国の第３期スポーツ基本計画においては、スポーツは、様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものとされています。

○　スポーツを**「する」**ことで、体を動かす楽しさや喜び、健康増進や生きがいをもたらし、
「みる」ことで、選手の活躍する姿を通して感動と応援する楽しさ、さらには活力を人々に与え、
「ささえる」ことでスポーツをする人と共に喜びや達成感、地域への一体感を醸成し、
「しる」ことでスポーツの様々な効果への理解と、意欲や自主性を育みます。

○　このスポーツとの「する」、「みる」、「ささえる」、「しる」といった多様なかかわり方を通じて、これらが相互に**「つながる」**ことにより好循環が生まれ、さらには、人と人とのつながりを深めることができます。

○　このような**スポーツの持つ力**を最大限に活用し、あらゆる場面において、生涯にわたり、誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、目的に応じてスポーツに親しみ、ひいては社会に参画することができる環境づくりを促進していくことが重要です。

【基 本 方 針】

本道におけるスポーツの推進を図るため、今後の主な取組の内容を５つに分類し、これを基本方針として取り組みます。

１　スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実

する・みる・ささえるといった多様な形でのスポーツ参画人口の拡大を図るとともに、全ての道民が生涯にわたり、あらゆる場面において、スポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。

２　北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現

北海道の恵まれた自然環境等を生かしながら、スポーツを通じた地域間・国際交流などによる地域の活性化を図るとともに、障がいや性別その他の事情に関わらず自主的・積極的にスポーツに参加でき、ささえあうことができる社会の実現をめざします。

３　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上の促進

国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ関係団体と連携し、選手の育成、指導者の養成、人材の発掘等を行い、本道の競技力の維持・向上をめざします。

４　スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

体罰や暴力の根絶と事故防止等スポーツの安全・安心の確保を図るとともに、ボランティア活動の参加拡大や選手のキャリアを生かすことができる社会の形成など、ささえる環境づくりをめざします。

５　オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

東京・北京冬季大会開催により高まった気運を一過性のものとせず、取組を継承・発展させていくことをめざします。

3　めざす姿

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのスポーツ活動の制限や、少子高齢化の進展などによる将来のスポーツ参画人口の減少への懸念など、スポーツを取り巻く環境や社会状況が大きく変動していく中にあって、**「スポーツの持つ力」**を最大限活用し、**「北海道の潜在力」**を発揮しながら、北海道スポーツのみらいをひらき、**将来にわたる持続可能な社会の実現**に寄与していくことをめざします。

第３章　今後５年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

１　スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実

（１）様々なライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【現状と課題】

・　少子・高齢化や人口減少の進展などに伴い、スポーツ環境も大きく変わっていきます。
・　道民が心身ともに健康で豊かな生活を営むためには、生涯にわたり誰もがそれぞれの年齢や性別、障がいの有無に関わらず、目的に応じてスポーツに親しむことができる環境の充実が求められています。
・　本道における成人のスポーツ実施率は、週１回以上が、平成３０年度（２０１８年度）が５８％、令和３年度（２０２１年度）が６２％と、上昇傾向を示しています。
・　スポーツの実施の内容は、ウォーキングが最も多く、平成３０年度（２０１８年度）が３３％、令和３年度（２０２１年度）が３９％と、６ポイント上昇しています。
・　コロナ禍においても、自身の健康の保持増進のために運動・スポーツは実施されたものと考えられます。
・　今後、環境や社会状況の変化に対応しつつ、スポーツを「する」ことだけではなく、「みる」、「ささえる」といった多様な関わり方も視野に、誰もが、日常的にスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことができる環境づくりを進め、スポーツ参画人口の拡大を図ることが重要です。

【今後の方向性】

○　スポーツ活動・イベントに係る情報発信や後援等を行い、スポーツ参画意識の醸成を図ります。
○　医・科学的な観点から、スポーツが、心身の健康の保持増進や健全な発達、健康寿命の延伸等により良い効果があることを啓発します。
○　オリンピアンやパラリンピアン、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツの体験機会を提供します。
○　地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置促進と質的充実を図るほか、スポーツ指導者の派遣などにより、地域における日常的なスポーツに親しむ機会の充実に努めます。
○　本道の地域性を生かしたウィンタースポーツやアウトドアスポーツなどを奨励します。
○　リモートを活用した活動や会話等の、双方向的な交流を生むスポーツの創出を奨励します。
○　スポーツの発展などに寄与した者を顕彰します。
○　関係団体と連携し、障がい者スポーツの体験等により、社会に対する障がい者スポーツの理解促進と多様な主体による支援の拡大を図ります。

【目　標】

◎　本道の成人の週１回以上のスポーツ実施率の増加
（Ｒ３（２０２１）：６２％　→　Ｒ９（２０２７）：７０％）

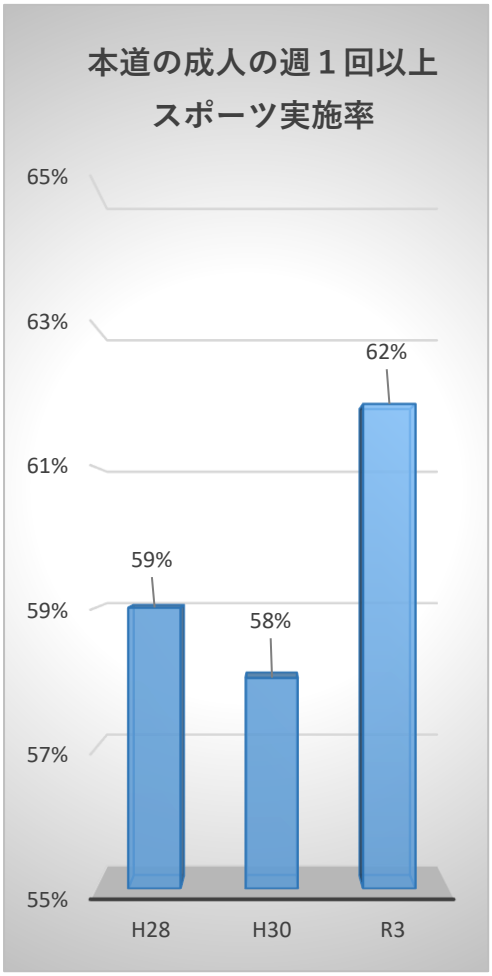

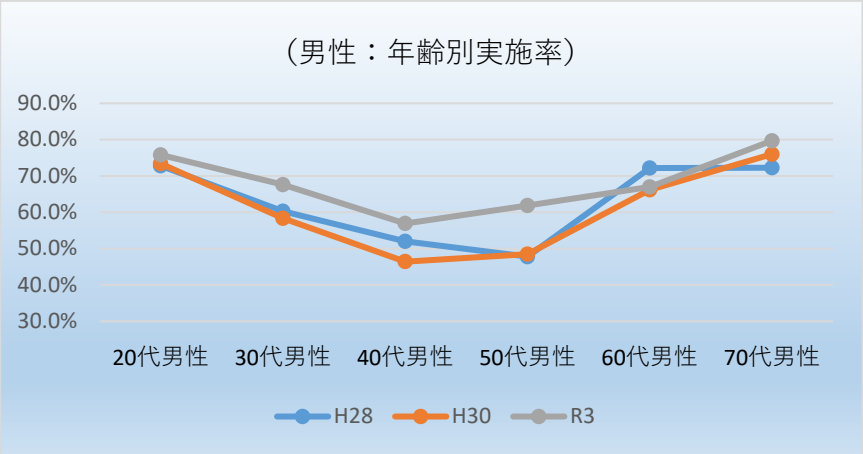

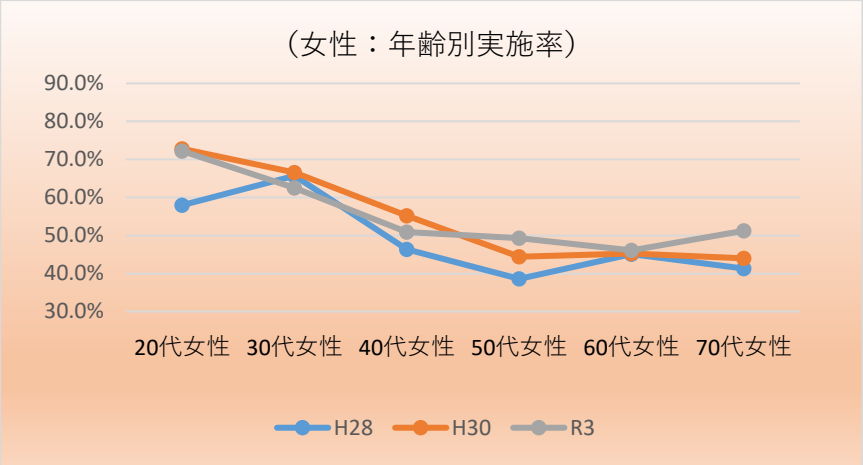

「令和3年度（２０２１年度）スポーツに関する実態調査」（北海道環境生活部調べ）

（２）子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツの機会の充実

【現状と課題】

・　子どもの体力は、健康の保持増進や学習意欲、気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、幼少期から日常的に運動に親しむことが重要です。
・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）によると、本道の小中学生の体力、運動能力は、依然として全国平均を下回っています。
・　学校体育は、子どもが集団で学習することにより、基礎的な体力・運動能力や健康的な生活習慣を身に付けることができる場であり、運動をすることで心身が健康となる理由を知り、スポーツを通じて心を動かされたり、人と人とがつながる尊さを知ってもらうことなど、スポーツの様々な効果を理解してもらうことが大切です。
・　少子・高齢化の進展と相まって、地域において、主に小学生が参加するスポーツ少年団は、年々減少傾向にあります。
・　さらに、公立中学校等の運動部活動については、学校単位から地域単位への移行が検討されています。
・　今後、子どもを取り巻く環境を注視しながら、幼少期からスポーツに親しむことの重要性の理解と同時に、将来的にわたり、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保していくことが重要です。

【今後の方向性】

○　学校での体育・保健体育の授業など学校教育活動を通して、スポーツの様々な効果を「しる」ことの充実に努めます。
○　地域における身近なスポーツへの参加のきっかけとなるスポーツ少年団などの活動強化に努めます。
○　オリンピアンやパラリンピアン、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツの体験機会を提供します。〈再掲１（１）〉
○　子どもの成長におけるスポーツの重要性について、保護者の理解を促進します。
○　本道の地域性を生かした雪遊び、スキー、スケートなどのウィンタースポーツを奨励します。
○　公立中学校等の運動部活動の地域移行に向け、指導者・運営者や、総合型地域スポーツクラブを含め多種多様な活動の場の確保に努めます。

【目　標】

◎　１週間の総運動時間（体育授業を除く）が６０分未満の小学生及び中学生の割合を減少（Ｒ３（２０２１）の割合をＲ９（２０２７）までに半減）

（令和３年度（２０２１年度）　１週間の総運動時間が６０分未満の小・中学生の割合：%）

	小学男子	小学女子	中学男子	中学女子
北海道	９．０	１３．６	１０．９	２１．４
全　国	８．８	１４．４	７．８	１８．１

（令和３年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校第５学年、中学校第２学年対象））

◎　新体力テスト（※）の総合評価がＣ以上の小学生の割合を８０%以上に、中学生の割合を８５%以上に増加

※平成１１年度（１９９９年度）の全国体力・運動能力、運動習慣等調査から導入した実技テスト。
小学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げを実施。
中学生は、握力、上体起こし、長座体前屈、 反復横とび、持久走又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げを実施。各項目の記録を得点化・合計し、総合評価（A～E）をする。

（令和３年度（２０２１年度）　新体力テストの状況：総合評価がＣ以上の割合：%）

	小学男子	小学女子	中学男子	中学女子
北海道	６０．５	６７．２	６０．４	７４．９
全　国	６３．９	７２．４	６６．９	８４．４

（令和３年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校第５学年、中学校第２学年対象））

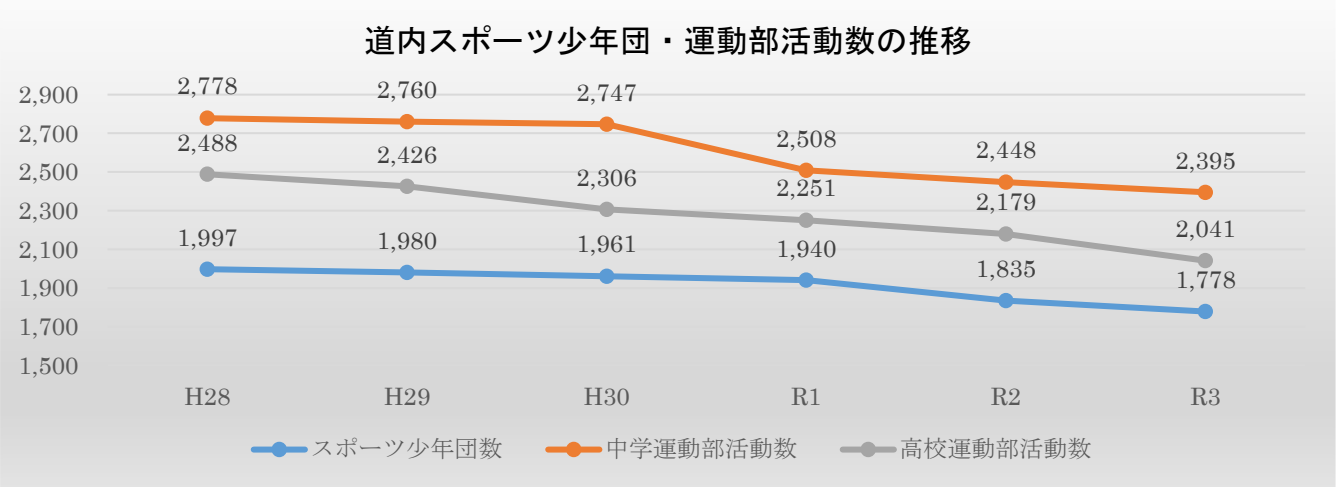

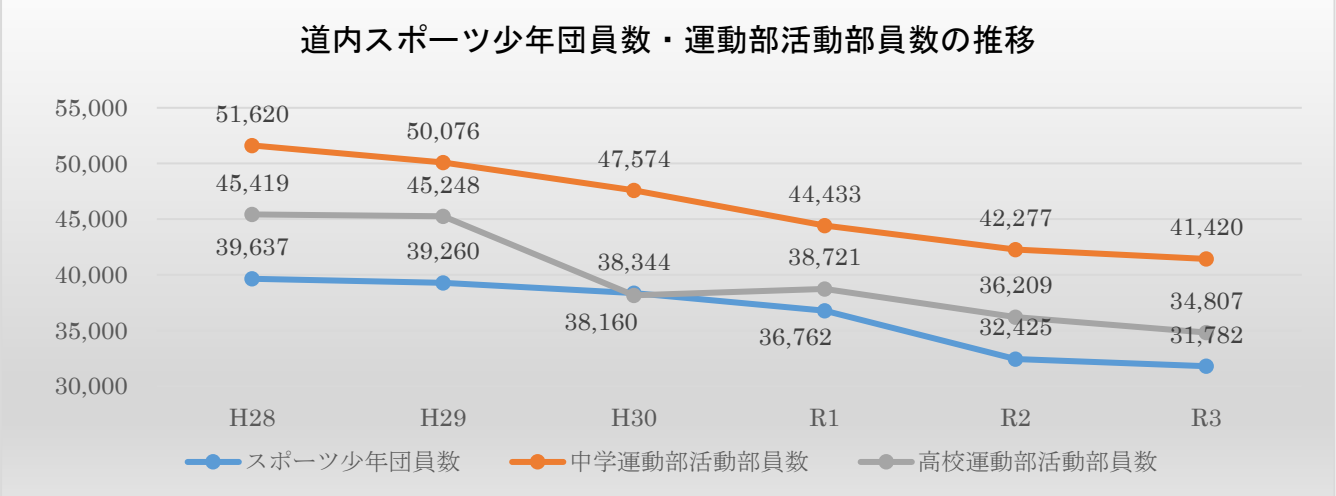

（高校は全日制）

「北海道スポーツ少年団本部・北海道教育委員会調べ）

（３）スポーツに親しむ環境の充実

【現状と課題】

- 道内には、道立スポーツ施設のほか、広域的拠点スポーツ施設、市町村立施設、民間の施設などがありますが、特に公立施設は、老朽化に伴う新改築や効果的な管理運営に向けた課題があります。
- 総合型地域スポーツクラブは、様々な種目やレベルで、幅広い年齢層がスポーツを楽しめる地域スポーツの担い手として役割が期待されており、道内クラブの量的・質的な充実が今後も求められます。
- 公立中学校等の運動部活動の地域移行に対応するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者など地域スポーツ団体の充実や、学校開放など既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツができる場の拡充が重要です。

【今後の方向性】

○ 地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置促進と質的充実を図るほか、スポーツ指導者の派遣などにより、地域における日常的なスポーツに親しむ機会の充実に努めます。
〈再掲１（１）〉

○ 公立学校体育施設をはじめ、既存施設やオープンスペース等のスポーツができる場の実態を把握し、有効活用に努めます。

○ 国のインフラ長寿命化やスポーツ施設のストック適正化に関する施策推進を踏まえ、公立社会体育施設の老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、安全で持続可能なスポーツの場の確保に努めます。

○ スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を含め、障がい者を含め誰もが利用しやすい施設の充実を図ります。

【目　標】

◎　本道の全ての市町村に総合型地域スポーツクラブを設置
（Ｒ３（２０２１）：９６市町村→Ｒ９（２０２７）：１７９市町村）

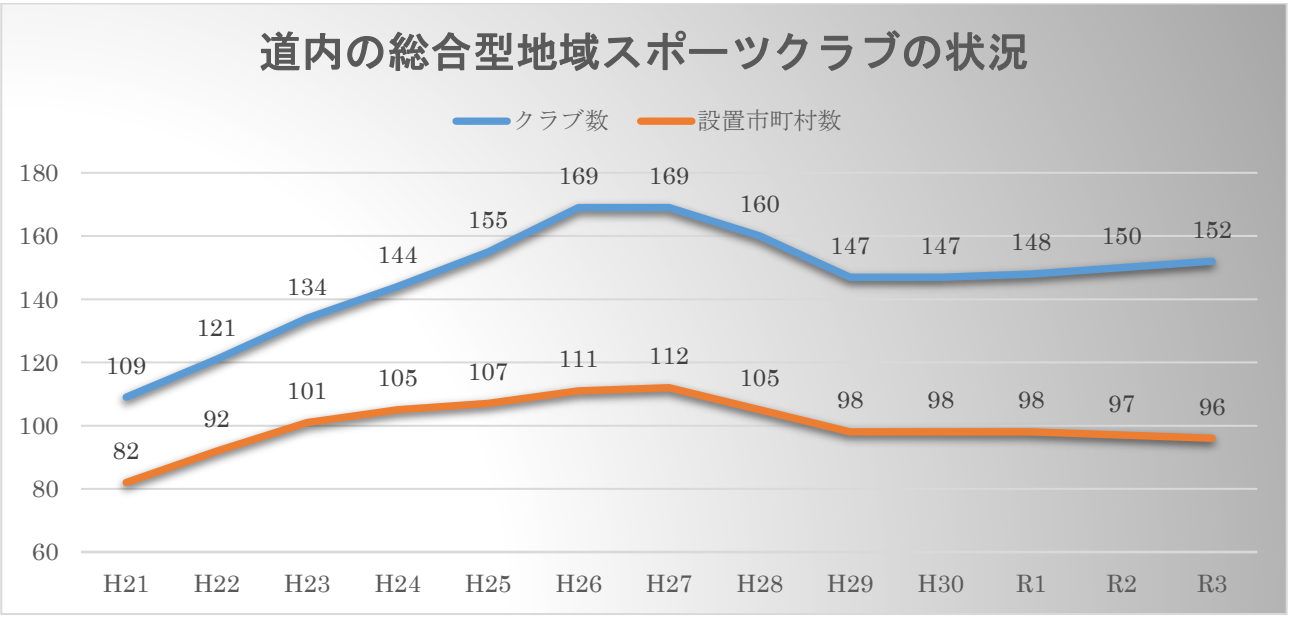

「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」（スポーツ庁）

（４）スポーツの観戦・応援の気運の醸成

【現状と課題】

・　本道では、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、フットサルなどのプロスポーツチームや実業団、クラブチーム等が複数存在し、子どもから高齢者まで幅広い世代が試合を観戦し、ボランティアとしてチームを支えるなど応援の輪が大きく広がっています。

・　こうした道民のスポーツ観戦と応援の気運を、プロスポーツのみならず、北海道の代表チームやアスリートが活躍する大会、日本のアスリートが出場するオリンピック・パラリンピックなど、様々なスポーツシーンに広げ、スポーツを「みる」、「ささえる」人口を拡大していくことが重要です。

【今後の方向性】

○　オリンピアンやパラリンピアン、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツの体験機会を提供します。〈再掲１（１）〉

○　プロスポーツチームや実業団、クラブチーム等が行うスポーツの観戦や応援の気運醸成に関する取組との連携を強化し、促進します。

○　市町村、教育機関、スポーツ団体、プロスポーツチーム、企業等と連携し、スポーツの意義や役割等を含め、スポーツへの参画を普及啓発するとともに、多様な主体が行う気運醸成に関する協働した取組を促進します。

２　北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現

（１）北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化

【現状と課題】

・　地域の交流人口の拡大、地域経済やコミュニティの活性化を図るため、各地域の特色を生かした国内外の様々な競技チームの合宿受入れや、本道の豊かな自然環境等を生かしたサイクリングやカヌー、また、スポーツ観戦や大会への参加など、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムの取組が増えつつあります。

・　地方公共団体、スポーツ団体、観光団体等が一体となって、スポーツによる地域の活性化を図ることを主要な活動とするスポーツコミッションも増えましたが、ほとんどが東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に創設されたものであり、将来にわたって安定した組織へと発展させていくことが課題です。

・　国は、スポーツツーリズムに加え、広くスポーツによる地方創生、まちづくりを進め、スポーツが地域・社会に貢献していくことを課題としており、今後、本道の強みを生かしたスポーツ振興と観光・地域振興の好循環を実現していくことが重要です。

【今後の方向性】

○　道民や道外からの来訪者に対して、本道の豊かな自然環境や、スポーツに適した環境・魅力を情報発信します。

○　スポーツ関係団体、経済団体等と連携し、道民と選手等との交流、国際的または全国的な規模のスポーツ競技会及びスポーツの合宿の誘致を促進します。

○　地域におけるスポーツコミッションの設立を促進します。

○　スポーツツーリズムの推進を図ります。

○　スポーツに関する計画等を策定し取り組む市町村の増加を図ります。

○　引退選手等スポーツ人材を活用したスポーツ振興・地域振興などを促進します。

【目　標】

◎　地域におけるスポーツコミッション数の増加
（R３（２０２１）：１９　→　R９（２０２７）：３４）

◎　スポーツに関する計画等を策定し取り組む市町村数の増加
（R２（２０２０）：１６６市町村　→　R９（２０２７）：１７９市町村）

（２）スポーツの成長産業化

【現状と課題】

・　日本においては、日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）やジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Ｂリーグ）など、地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつあります。

・　国は、第３期スポーツ基本計画の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとするとした上で、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模５．５兆円を２０２５年までに１５兆円に拡大することを目指しています。

・　また、国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進するとしています。

・　道内では、令和５年（２０２３年）開設予定のボールパーク構想が企業等により進められており、広域観光、産業、雇用の創出など幅広い分野に波及効果が期待され、今後、これらの効果を再び、スポーツ人口の増加を促すといった好循環につなげていくことが重要です。

【今後の方向性】

○　プロスポーツチームや実業団、クラブチーム等が行う観戦や応援の気運醸成に関する取組との連携を強化し、促進します。〈再掲１（４）〉

○　スタジアム等を核としたまちづくりへの協力と食や観光といった魅力を発信します。

○　国、市町村等とともに、スポーツ関連産業や先端技術導入等による新ビジネス創出について検討を進めます。

（３）スポーツでつくる優しい共生社会

【現状と課題】

・　体力、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツを通じて社会に参加し、ささえあう共生社会を構築していくことが重要です。
・　道内の障がい者スポーツを取り巻く環境として、指導者数は、ほぼ横ばいで推移しており、指導者、ボランティア含めた人材、障がい者専用・優先スポーツ施設といった障がい者がスポーツを行いやすい環境は十分とはいえない状況にあります。
・　加えて、障がい者スポーツを行う団体は、他のスポーツ団体と比べ、活動の基盤が弱く、団体間の連携も課題となっています。
・　東京、北京パラリンピック競技大会を通じて、アスリートの活躍は、多くの勇気と感動を与えてくれ、障がい者スポーツへの関心が高まりを見せていることから、この機会を捉え、障がい者スポーツ施策を一層展開していくことが重要です。

【今後の方向性】

○　関係団体と連携し、障がい者スポーツの体験等により、社会に対する障がい者スポーツの理解促進と多様な主体による支援の拡大を図ります。〈再掲１（１）〉
○　障がい者スポーツに関する指導者やボランティア等の人材拡大を図ります。
○　障がい者スポーツを行うことができる施設や場の拡大を図ります。
○　スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を含め、障がい者を含め誰もが利用しやすい施設の充実を図ります。〈再掲１（３）〉
○　障がい者スポーツ関係団体の活性化及び相互連携を促進します。
○　障がい者スポーツの競技力向上のための環境改善・支援方策を検討します。
○　介護予防や社会参加促進のため、高齢者のスポーツ・健康づくりに関する活動を促進します。
○　医療機関等と連携の上、女性アスリート特有のＦＡＴ（ＦemaleAthleteTriad）などの健康問題をはじめ、女性スポーツの現状や課題について理解促進を図ります。
○　スポーツ団体等と連携の上、スポーツにおける多様な性のあり方・課題等について理解促進と、誹謗中傷・ハラスメントの防止を図ります。
○「Ｉ’ｍ　ＰＯＳＳＩＢＬＥ」の活用等によるパラリンピック教育の充実を図ります。
（I’m POSSIBLE～国際パラリンピック委員会公認のパラリンピックを題材とした共生社会の気づきを促す教材）

【目　標】

◎　本道の障がい者スポーツ指導者数の増加
（Ｒ２（２０２０）：１，０３６人　→　Ｒ９（２０２７）：１，３００人）

◎　本道の障がい者（成人）の週１回以上のスポーツ実施率の増加
（Ｒ３（２０２１）：３０．０％　→　Ｒ９（２０２７）：４０％）

◎　障がい者スポーツを体験したことのある者の割合の増加
（Ｒ３（２０２１）：４．３％　→　Ｒ９（２０２７）：２０％）

（スポーツの実施状況に関する世論調査（Ｒ３））
これまで過去１度でもパラスポーツ（車いすテニスやボッチャ等）を体験したことがある一般成人の割合

北海道	全　国
４．３％	５．７％

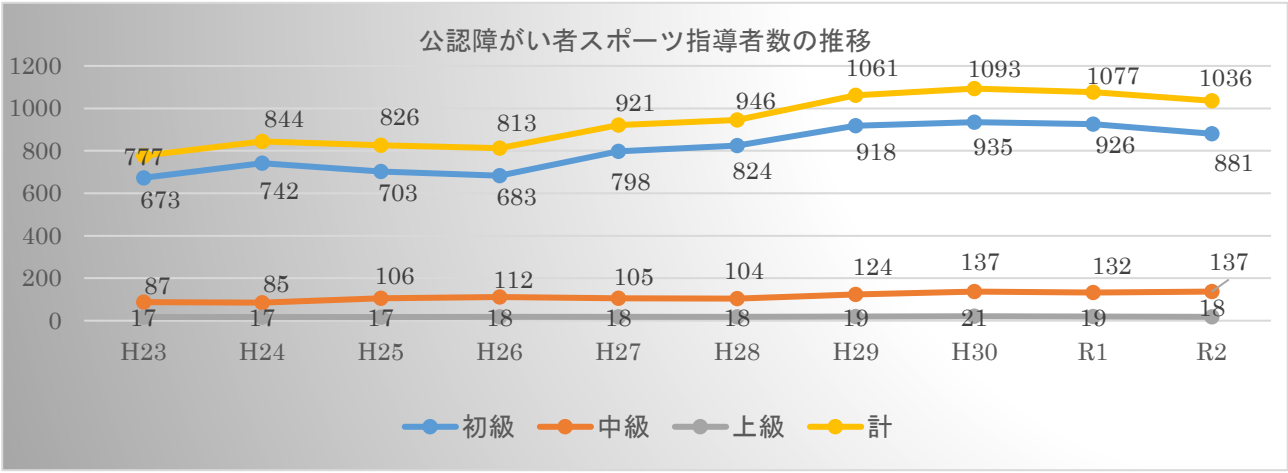

「公認障がい者スポーツ指導者登録者数」（(公財）日本障がい者スポーツ協会）

3　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上の促進

（1）競技力向上に向けたどさんこ選手の強化と指導者の充実

【現状と課題】

- 令和３年（２０２１年）には、１年延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客の中開催され、道内においてもマラソン・競歩・サッカー競技が実施されたところです。
- 翌年には、北京冬季大会も開催され、夏冬を通じて多くのどさんこ選手が参加し、その雄姿は道民の目に焼きつきました。
- 本道で生まれ育った選手が国際的または全国的な規模のスポーツ競技会で活躍する姿は、道民に夢と感動、そして未来への希望を与えるとともに、スポーツへの関心を高めるものです。
- 一方で、人口減少や少子化等により、将来的な競技人口の減少に加え、学校運動部活動改革に伴い、子ども達のスポーツ環境の維持・確保が課題となっています。
- このため、競技を支える、支えられる側も含め、競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、本道の競技力をさらに向上させ、その水準を維持していくことが重要です。

【今後の方向性】

○　競技選手の日常・継続的に行う基盤的強化活動に加え、次世代ターゲットスポーツの育成などの戦略的な強化方策について、競技団体等と連携しながら推進します。

○　障がい者スポーツの競技力向上のための環境改善、支援方策を検討します。〈再掲２（３）〉

○　ナショナルトレーニングセンター（ＮＴＣ）及び国立スポーツ科学センター（ＪＩＳＳ）の機能等を有するハイパフォーマンススポーツセンター（ＨＰＳＣ）の道内設置など、北海道が全国の冬季競技の拠点となるよう、国へ働きかけます。

○　地域のスポーツ指導者やスタッフの養成に努めるほか、現役引退競技選手など人材の活用の拡大を図ります。

○　競技選手へのスポーツ医・科学、情報等のサポートの充実を図ります。

○　医療機関等と連携の上、女性アスリート特有のＦＡＴ（ＦemaleAthleteTriad）などの健康問題をはじめ、女性スポーツの現状や課題について理解促進を図ります。〈再掲２（３）〉

○　スポーツ団体等と連携の上、スポーツにおける多様な性のあり方・課題等について理解促進と、誹謗中傷・ハラスメントの防止を図ります。〈再掲２（３）〉

【目　標】

◎　夏季・冬季それぞれのオリンピック・パラリンピック競技大会において、過去最高水準の出場者数、メダル獲得者数、金メダル獲得数、メダル総獲得数の実現を図る。

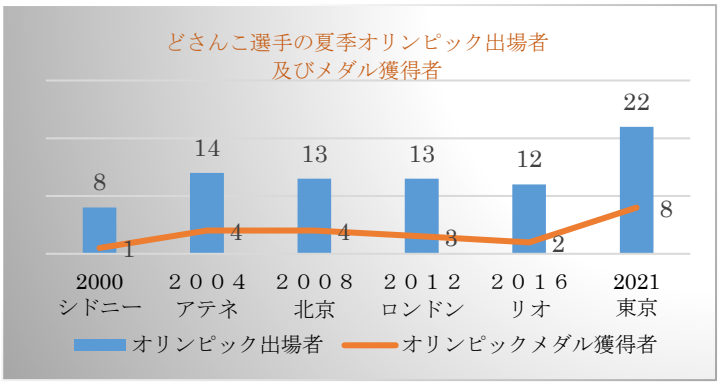

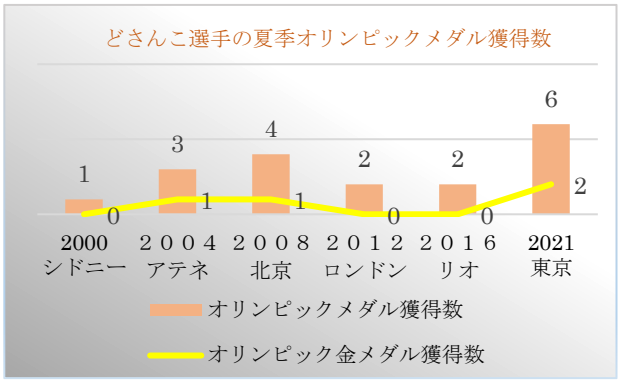

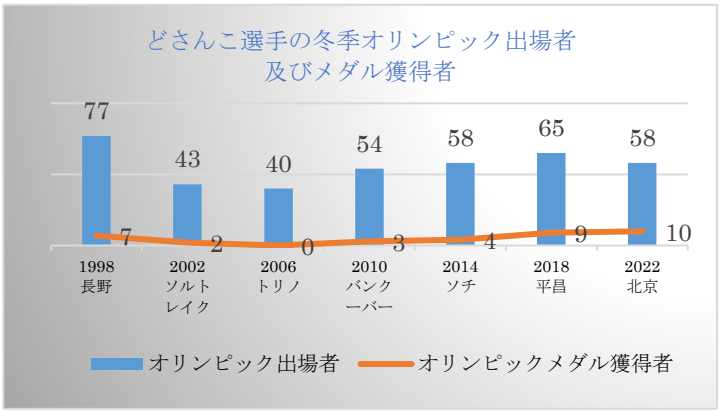

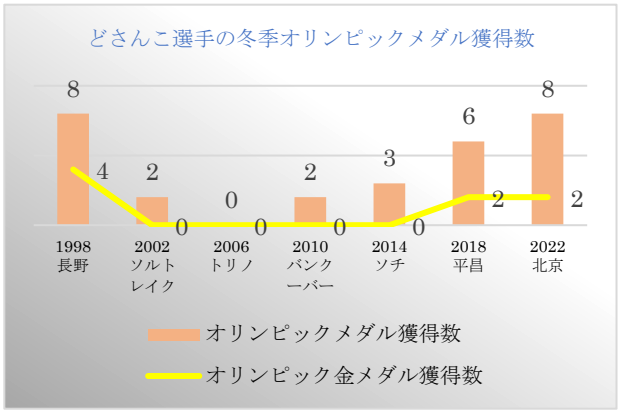

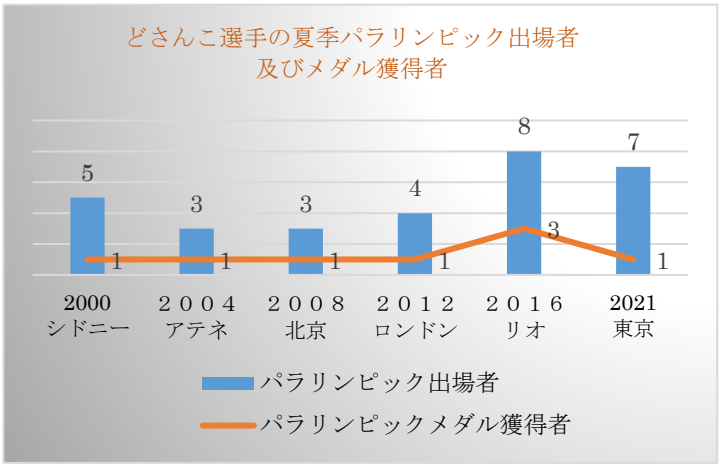

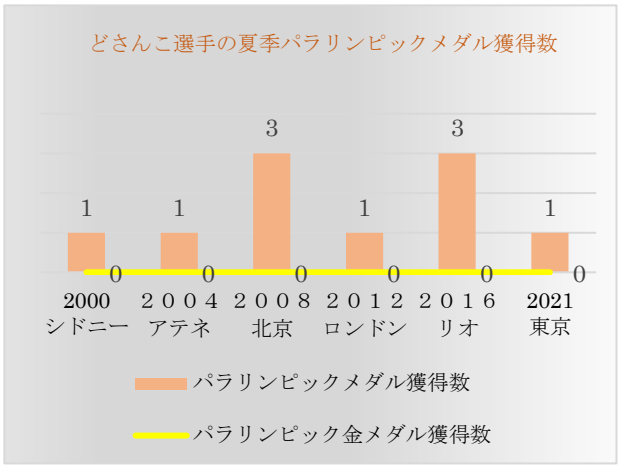

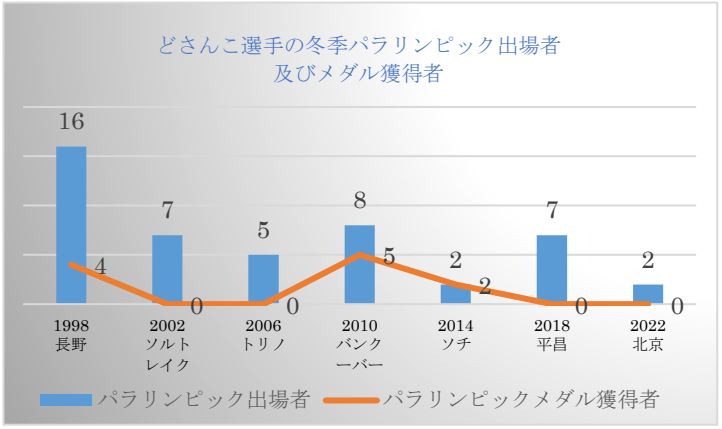

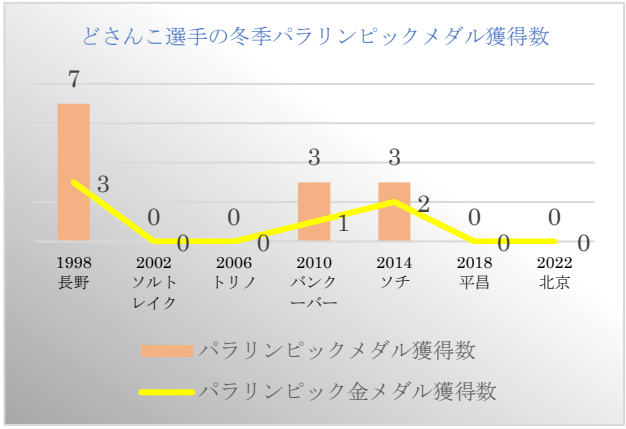

（この計画における「どさんこ」選手とは、５年以上北海道に居住している、またはしたことのある者を指す）

（北海道環境生活部調べ）

（２）世界に羽ばたく次世代アスリートのすそ野拡大と発掘・育成

【現状と課題】

・　本道の競技力の向上を図り、その水準を維持・継続させていくためには、競技人口のすそ野の拡大が重要です。

・　現在、地域において、スポーツ少年団は年々減少しており、それに加え、公立中学校等の運動部活動については、学校単位から地域単位への移行が検討されており、子どもがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保とともに、子どもの競技スポーツへの参加拡大と競技力向上に向けた方策を併せて行うことが重要です。

【今後の方向性】

○　地域における身近なスポーツへの参加のきっかけとなるスポーツ少年団などの活動強化に努めます。〈再掲１（２）〉

○　公立中学校等の運動部活動の地域移行に向け、指導者・運営者や、総合型地域スポーツクラブを含め多種多様な活動の場の確保に努めます。〈再掲１（２）〉

○　ジュニア期からのオリ・パラ競技について、将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、国等が行うアスリート育成パスウェイ（競技開始からトップレベルに至る道筋）等の取組に繋げていくよう努めます。

○　将来有望でありながら、経済的な理由により競技活動を継続することが困難なジュニア選手への支援を行います。

（３）地域間・国際交流機会の拡大による競技力の向上

【現状と課題】

・　東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、マラソン・競歩・サッカー競技が道内で開催されるなど、世界中から集まったトップアスリートの熱戦が本道を舞台に行われたことや、コロナ禍により一部ではあるが、ホストタウンといった大会参加国と地域との人的・経済的・文化的な交流も行われました。

・　本道は、夏は冷涼な気候、冬は良質な雪などといったスポーツを行う者にとって好条件がそろっており、地域のスポーツ合宿、スポーツコミッションも増えつつあります。

・　合宿中の海外強豪チームやトップアスリートとの練習試合等の交流は、本道競技選手の強化につながるほか、ジュニア期からの国際感覚を醸成する上で重要です。

【今後の方向性】

○　スポーツ関係団体、経済団体等と連携し、道民と選手等との交流、国際的または全国的な規模のスポーツ競技会及びスポーツの合宿の誘致を促進します。〈再掲２（１）〉

○　地域におけるスポーツコミッションの設立を促進します。〈再掲２（１）〉

【目　標】

◎　地域におけるスポーツコミッション数の増加

（Ｒ３（２０２１）：１９　→　Ｒ９（２０２７）：３４）〈再掲２（１）〉

（４）ウィンタースポーツの振興と競技力向上

【現状と課題】

・　本道の積雪・寒冷といった自然環境の優位性を背景に、スキー、スケート、アイスホッケー、カーリングといったウィンタースポーツが盛んであり、冬季オリンピック・パラリンピックで活躍する多くのどさんこ選手を輩出するなど、その競技力は、北海道が誇れるものです。

・　この優位性をさらに発展・継続させていくためにも、ウィンタースポーツ人口のすそ野の拡大と競技力の向上が重要です。

【今後の方向性】

○　本道の地域性を生かした雪遊び、スキー、スケートなどのウィンタースポーツを奨励します。〈再掲１（２）〉

○　国際的または全国的な規模のウィンタースポーツ競技大会で、どさんこ選手が活躍できるよう、競技力の一層の向上に努めます。

○　ジュニア期からの冬季オリ・パラ競技について、将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、国等が行うアスリート育成パスウェイ（競技開始からトップレベルに至る道筋）等の取組に繋げていくよう努めます。〈再掲３（２）〉

～今後、道内で予定されている全国的なスポーツ競技会の主なもの～

２０２３年
７～８月

全国高等学校総合体育大会（夏季種目）

２０２４年
１～２月

国民スポーツ大会冬季大会（スケート・アイスホッケー：苫小牧市）
（国民体育大会から名称変更）

４　スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

（１）スポーツの安全・安心の確保

【現状と課題】

・　スポーツは、互いを尊重する協同精神を育み、チャレンジ精神、フェアプレイ精神など、人格形成に大きな役割を果たしています。
・　スポーツをする者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたり、スポーツを親しむ機会を奪われたりすることがないよう、スポーツをする者の心身の安全・安心を確保することが重要です。
・　このため、スポーツが行われるあらゆる場において、体罰、暴力、虐待等を根絶します。
・　また、スポーツ事故・障害を防止するため、無資格、不適切な指導をなくすとともに、施設等の安全性を確保する必要があります。

【今後の方向性】

○　学校、スポーツ関係者等と連携し、スポーツ分野におけるあらゆる体罰、暴力、虐待等の根絶を図ります。
○　アスリートに対する誹謗中傷・ハラスメントの防止を図り、安心してスポーツに取り組める環境づくりを推進します。
○　スポーツ団体等と連携の上、スポーツにおける多様な性のあり方・課題等について理解促進を図ります。〈再掲２（３）〉
○　スポーツ事故・スポーツ傷害の防止を図るため、公認スポーツ指導者資格者の普及を図るとともに、施設等の安全確保に努めます。
○　市町村や競技団体におけるスポーツの暴力等に関する相談窓口の質的充実を図ります。
○　国が進めるスポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンス徹底の方針に沿って、競技団体のガバナンスコードの策定と公表を促進します。
○　新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止対策を促進します。

（２）スポーツボランティアの育成

【現状と課題】

・　プロスポーツやマラソン大会など道内で開催される様々なスポーツ大会では、数多くのボランティアが活躍しています。
・　東京オリンピックの道内開催のマラソン・競歩競技においては、約２，６００人のボランティアが参加しました。
・　今後も、北海道にスポーツを「ささえる」気運を醸成していくことが重要です。

【今後の方向性】

○　ボランティアのニーズや課題を把握するとともに、参加意識の醸成を図ります。
○　プロスポーツチームや実業団、クラブチーム等が行う観戦や応援の気運醸成に関する取組との連携を強化し、促進します。〈再掲１（４）〉

（３）アスリートのセカンドキャリアの形成

【現状と課題】

・　アスリートが安心して競技活動に打ち込むためには、競技活動終了を見据えた人生設計（セカンドキャリア）が重要です。
・　将来不安のまん延は、競技離れ、ひいては将来的なスポーツ参画人口の減少を引き起こすおそれがあります。
・　アスリートの有する能力、技術や経験を財産と捉え、雇用などの課題はあるものの、次の世代の選手の育成や、社会の多様な分野に生かすことができる社会を形成することが重要です。

【今後の方向性】

○　セカンドキャリア形成の重要性について広く啓発します。
○　オリンピアンやパラリンピアン、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツの体験機会を提供します。〈再掲１（１）〉運動
○　公立中学校等の運動部活動の地域移行に向け、指導者や、総合型地域スポーツクラブを含め他多種多様な活動の場における活用方策を検討します。〈再掲１（２）〉
○　引退選手等スポーツ人材を活用したスポーツ振興・地域振興などを促進します。〈再掲２（１）〉
○　競技力向上に向け、指導者としての活用拡大を図ります。〈再掲３（１）〉

５　オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

【現状と課題】

・　東京・北京オリンピック・パラリンピックでどさんこ選手の活躍する姿は、道民に夢と感動、そして将来を目指す子ども達へ未来への希望を与えてくれました。
・　このような大規模な国際大会は、スポーツへの関心を高めるだけではなく、観光客の増加や、スポーツ合宿などの人流増加による地域経済への活性化、地域振興に資するとともに、パラリンピックを通じての共生社会への理解促進など、様々な効果が期待されます。
・　昭和４７年（１９７２年）に、アジア初の冬季オリンピックが札幌市で開催されてから、約半世紀が経過し、現在、札幌市において、２０３０冬季オリンピック・パラリンピック大会の招致活動が行われています。
・　東京・北京大会開催により高まった気運を一過性のものとせず、取組を継承・発展させていくことが重要です。

【今後の方向性】

○　東京・北京大会開催により高まった気運を一過性のものとせず、基本方針１～４を展開し、継承・発展させていきます。

基本方針１　スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実
基本方針２　北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現
基本方針３　どさんこ選手の国際競技力の維持・向上
基本方針４　スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

参　考

北海道スポーツ推進条例（令和４年３月３１日　条例第２３号）

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、「する」ことで体を動かす楽しさや喜び、健康増進や生きがいをもたらし、「みる」ことで選手の活躍する姿を通して感動と応援する楽しさ、さらには活力を人々に与え、「ささえる」ことでスポーツをする人と共に喜びや達成感、地域への一体感を醸成し、「しる」ことでスポーツの様々な効果への理解と、意欲や自主性を育む。

このスポーツとの「する」、「みる」、「ささえる」、「しる」といった多様なかかわり方を通じて、これらが相互に「つながる」ことにより好循環が生まれ、さらには、人と人とのつながりを深めることができる。

このようなスポーツの持つ力を最大限に活用し、社会教育や学校教育などのあらゆる場面において、生涯にわたり、誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、目的に応じてスポーツに親しみ、ひいては社会に参画することができる環境づくりを促進していくことが重要である。

北海道は、夏は冷涼な気候、冬は良質な雪などに恵まれ、スポーツをする者にとって好条件がそろっており、こうした豊かな自然環境を生かし、これまで、国際舞台等で活躍する選手を数多く輩出してきた。

北海道で育った選手が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会で活躍する姿は、道民に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの関心を高めるものである。

また、北海道を本拠地とするプロスポーツチームも複数生まれ、子どもから高齢者に至るまでの幅広いファン層が試合を観戦し、ボランティアとしてチームを支えるなど、応援の輪が広がっている。

こうした本道の特性を生かし、スポーツを通じた健康で豊かな生活の形成と魅力ある人づくりや地域づくりを推進するとともに、将来にわたる持続可能な社会の実現を目指して、道民の総意としてこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、及び道の責務等を明らかにするとともに、道のスポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の心身の健康の保持増進を図り、併せて地域の特性を生かした魅力ある持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

（１）　全ての道民が生涯にわたりスポーツに親しむことにより、心身の健康の保持増進及び健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。第８条において同じ。）の延伸が図られること。

（２）　子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるとともに、豊かな人間性が育まれるよう配慮されていること。

（３）　障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう必要な配慮がされていること。

（４）　道民がスポーツに親しむ機会の確保が図られること。

（５）　道、市町村及びスポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。第５条及び第９条において同じ。）等の相互の連携協力の下、地域間の交流及び国際交流を促進することにより、地域の活性化が図られること。

（６）　選手のスポーツに関する競技水準の向上が図られるとともに、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）が養成されること。

（７）　自然環境、観光資源等を活用したスポーツの振興が図られること。

（道の責務）

第３条　道は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施し、並びに市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（道民の役割）

第４条　道民は、スポーツに対する関心及び理解を深め、自主的かつ積極的にスポーツに親しみ、又はスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進及び体力の向上に努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協働）

第５条　道は、第２条に定める基本理念の実現を図るため、道民及びスポーツ団体その他の関係者と相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとする。

第２章　スポーツ推進計画

第６条　知事は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第１項の規定に基づき、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「スポーツ推進計画」という。）を策定するものとする。

２　知事は、スポーツ推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、北海道スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

３　知事は、スポーツ推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第３章　スポーツの推進に関する基本的施策

（ライフステージに応じたスポーツの推進）

第７条　道は、豊かな自然環境及び観光資源等に恵まれた北海道に特有の環境を生かしながら、道民のそれぞれのライフステージ（少年期、青年期、壮年期、高年期等の各段階をいう。）に応じたスポーツの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（健康づくりの推進及び健康寿命の延伸）

第８条　道は、道民のスポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防、介護の予防等の健康づくりを推進するとともに、健康寿命の延伸を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（子どものスポーツの推進）

第９条　道は、子どもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ団体、家庭等と連携し、子どもに対するスポーツの機会の提供及び充実に向けた取組を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（障がい者のスポーツの推進）

第 10 条　道は、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう、その障がいの種類及び程度に応じたスポーツへの参加の機会を提供するとともに、障がい者のスポーツを推進する人材及び団体等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツでつくる優しい共生社会）

第 11 条　道は、体力、年齢、性別その他の事情にかかわらず、様々な人が自主的かつ積極的にスポーツに参加することができるよう、スポーツへの参加の機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに親しむ環境の整備）

第 12 条　道は、道民が地域の差異にかかわらず等しくスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の効果的な管理運営及び有効活用並びに指導者等の活用その他のスポーツに親しむ環境の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツの観戦等に係る気運の醸成）

第 13 条　道は、道内に活動の拠点を有するスポーツチームとの連携により、道民のスポーツの観戦及びスポーツチームの応援に係る気運を醸成するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツを通じた地域の活性化等）

第14条　道は、スポーツを通じて地域間の交流及び国際交流を促進し、地域の活性化を図るため、道民と選手等との交流、国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会及び合宿の誘致、道民及び道外からの来訪者に対するスポーツに親しむための情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

２　道は、地域経済の活性化を図るため、スポーツに関連する地域産業の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

（競技水準の向上）

第15条　道は、国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において、選手が優秀な成績を収めることができるよう、選手の育成及び指導者等の養成並びにこれらの者となり得る人材の発掘等の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（冬季スポーツの振興）

第16条　道は、本道の優位性を生かした冬季スポーツ（スキー、スケート、アイスホッケー、カーリング等の主に冬季に行われるスポーツをいう。以下この条において同じ。）の振興を図ることができるよう、冬季スポーツの競技人口の増加及び競技水準の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに携わるボランティアの育成等）

第17条　道は、スポーツの観戦等を通じたスポーツに携わるボランティアの育成及びボランティア活動への参加意識の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（セカンドキャリアの形成の促進）

第18条　道は、選手が安心して競技活動に取り組むことができるよう、その有する能力、技術及び経験を、生涯にわたり社会の各分野において又は次の世代の選手の育成に当たって生かすことができる環境の形成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツにおける体罰及び暴力の根絶等）

第19条　道は、道民が安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける体罰及び暴力を根絶するとともに、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷及び障がい等の防止並びにこれらの軽減を図るため、指導者等に対する研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第20条　道は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰を行うものとする。

（財政上の措置）

第21条　道は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【策　定　経　過】

1　北海道スポーツ推進審議会の審議

令和４年（２０２２年）２月　第２期北海道スポーツ推進計画の点検評価（中間報告）
６月　第３期北海道スポーツ推進計画（全体構成（骨格）案）
８月　第３期北海道スポーツ推進計画（骨子案）
１１月　第３期北海道スポーツ推進計画（素案）

2　道内の地域スポーツ関係者・イベント参加者等からの意見聴取

令和４年（２０２２年）６月　スポーツチャレンジ教室（陸上競技）及びコーチ・ペアレンツ講習会 in 松前町
７月・スポーツチャレンジ教室（陸上競技）及びコーチ・ペアレンツ講習会 in 浦河町
・北海道パラアスリート発掘プロジェクト「パラスポーツ体験会・&セミナー」
・札幌大学
・北翔大学
８月・北海道教育大学
・北海道マラソンボランティア
・やわら道場・スポーツジムやわら
・旭川パラスポーツ協議会
９月・市町村及び市町村教育委員会
（スポーツ活動に関する暴力相談窓口）
・スポーツチャレンジ教室（バドミントン教室）及びコーチ・ペアレンツ講習会 in 島牧村
・スポーツチャレンジ教室（バドミントン教室）及びコーチ・ペアレンツ講習会 in 浦幌町
１０月・スポーツチャレンジ教室（水泳教室）及びコーチ・ペアレンツ講習会 in 中標津町
・北海道スポーツ推進委員研究協議会
・北海道みらい運動会２０２２

3　道民意見提出手続の意見募集

令和４年（２０２２年）１２月１６日から令和５年（２０２３年）１月１５日

【北海道スポーツ推進審議会委員名簿】

区　分	氏　名	職　業　等
会　長	生　島　典　明	(公財) 北海道スポーツ協会副会長
副会長	増　山　尚　美	北翔大学生涯スポーツ学部教授
委　員	石　井　　肇	(公財) 北海道サッカー協会専務理事
委　員	小野寺　隆　彦	(一社) 日本フットサルトップリーグ専務理事
委　員	笠　師　久美子	北海道医療大学薬学部特任教授
委　員	小　林　敬　子	北海道スポーツ推進委員協議会
委　員	駒　井　博　和	北海道高等学校体育連盟会長 北海道札幌白石高等学校長
委　員	佐々木　　智	北海道都市教育委員会連絡協議会会員 千歳市教育委員会教育長
委　員	千　葉　浩　次	(一財) 北海道スケート連盟副会長 (一社) 苫小牧地区交通安全協会専務理事
委　員	長　田　弘　幸	(公財) 北海道障がい者スポーツ協会評議員 (株)　日立ソリューションズ
委　員	中　山　明　彦	北海道中学校体育連盟会長 札幌市立月寒中学校長
委　員	星　　芳　広	北海道レクリエーション協会理事長
委　員	山　﨑　　佳	北海道町村教育委員会連合会理事 標津町教育委員会教育長
委　員	山　﨑　文　子	北海道婦人スポーツ連盟会長
委　員	渡　邊　道太郎	(一財) 和寒町スポーツ協会専務理事